

熊本市公民館条例の一部改正について

熊本市公民館条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市公民館条例の一部を改正する条例

熊本市公民館条例（昭和43年条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1(2)テニスコート使用料の表の次に次の1表を加える。

(3) 陶芸室使用料

| 施設名 | 単位    | 使用料    |
|-----|-------|--------|
| 陶芸室 | 1日につき | 1,200円 |

備考

- 1 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 この表において「1日」とは、午前9時から翌日午前9時までの使用をいう。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

(提出理由)

熊本市公民館条例の一部を改正する条例（平成22年条例第39号）附則第4項

の規定による城南公民館の使用料に係る経過措置の期間の終了に伴い、陶芸室の使用に係る規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。